

西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、「会計年度任用職員」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期を通じて、次に掲げる要件を全て満たす者（これに相当する者を含む。）をいう。ただし、これにより難いと市長が認める場合又は市長と協議の上他の任命権者が認める場合は、この限りでない。

(1) 1週間当たりの勤務時間が31時間以内

(2) 1日の勤務時間が7時間45分以内

(職)

**第3条** 市長は、次に掲げる業務を会計年度任用職員の職として設置する。他の任命権者が設置しようとする場合も同様とする。

(1) 特定の学識、経験、技術等が必要な業務

(2) 比較的軽易な事務又は労務作業等を行う業務

(3) その他会計年度任用職員に適当な業務

2 他の任命権者が前項の規定により会計年度任用職員の職を設置しようとするときは、市長と協議しなければならない。

3 会計年度任用職員の任用数は、市長又は他の任命権者（以下単に「任命権者」という。）が別に定める。

(任用)

**第4条** 会計年度任用職員は、選考により、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、任命権者が任用するものとする。

2 前項に規定する選考は、あらかじめ市報、ホームページ等に公表し、公募により実施することとする。

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

(1) 前年度に設置されていた職又は当年度に設置されている職（以下これらをこの号において「当該職」という。）に任用されていた者を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、当該職におけるその者の勤務成績等に基づき、能力の実証を行うことができるものと任命権者が認める場合

(2) 職務の性質から、公募により難いとあらかじめ市長と協議して任命権者が認める場合

4 前項第1号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）は、連続4回を上限とする。ただし、任命権者が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

5 公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。

(1) 第3項第1号の規定による能力の実証の結果が良好であること。

(2) 休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中の所定の勤務日数又は勤務時間の2分の1に達していないこと。ただし、病気休暇及び法第28条第2項第1号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね3月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認める場合は、この限りでない。

(3) 前年度及び当年度において法第29条及び西東京市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成13年西東京市条例第19号）に規定する懲戒処分を受けていないこと。

6 前各項のほか、会計年度任用職員の任用に関し必要な事項は、任用する職の性質等に応じ任命権者が別に定める。

(採用候補者名簿)

**第5条** 選考に合格した者は、西東京市職員の任用候補者名簿に関する規程（平成13年西東京市訓令第13号）の例により採用候補者名簿に登載するものとする。この場合において、同規程第2条第1

項中「総務部職員課長」とあるのは「当該職を所管する課等の長」と読み替える。

(任期)

**第6条** 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

(条件付採用)

**第7条** 会計年度任用職員は、当該職員がその職において良好な成績で1月を勤務したときに正式採用になるものとする。

2 任命権者は、前項の条件付採用期間を、会計年度任用職員の採用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その勤務日数が15日に達する日まで延長することができる。ただし、延長後の条件付採用期間の末日は、任期の末日を限度とする。

(履歴事項の異動届)

**第8条** 会計年度任用職員は、氏名、現住所、資格、免許その他の履歴事項に異動が生じたときは、西東京市職員服務規程（平成13年西東京市訓令第18号）第3条第2項の規定に関わらず、その旨を記載した書面により所属長を経て速やかに総務部職員課長に届け出るものとする。

(身分証明書)

**第9条** 会計年度任用職員が所持すべき身分証明書については、西東京市職員服務規程第4条の規定にかかわらず、次項から第4項までのとおりとする。

2 会計年度任用職員が所持すべき身分証明書には、次の事項を記載するものとする。

(1) 氏名

(2) 所属

(3) 職名

(4) その他任命権者が必要と認めた事項

3 会計年度任用職員が、身分証明書の記載事項に変更が生じたとき、又は身分証明書を紛失し、若しくは汚損したときは、所属長にその旨申出をし、訂正又は再交付を受けなければならない。

4 会計年度任用職員が離職したときは、速やかに身分証明書を所属長に返還しなければならない。

(兼業の届)

**第10条** 任命権者は、会計年度任用職員が兼業（営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員に就任すること、自ら営利を目的とする私企業を営むこと又は報酬を得て、何らかの事業若しくは事務に従事することをいう。以下同じ。）をし、又はしようとする場合において、次のいずれかに該当するときは、当該会計年度任用職員に対し、兼業の業務の内容、労働時間等任命権者が定める事項を届け出るよう求めることができる。

(1) 1週間の所定労働時間が兼業先と合計して38時間45分を超えるとき

(2) 1日の所定労働時間が兼業先と合計して7時間45分を超えるとき

(公務災害補償等)

**第11条** 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、西東京市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成13年西東京市条例第38号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(社会保障等)

**第12条** 会計年度任用職員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(研修)

**第13条** 任命権者は、会計年度任用職員に対し、職務の遂行上必要な知識及び技能を修得させるための研修を命ずることができる。

(健康診断)

**第14条** 会計年度任用職員に、健康診断を実施することができる。

(被服)

**第15条** 会計年度任用職員の職務遂行上必要な被服については、必要と認める範囲においてこれを貸与することができる。

(委任)

**第16条** この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に設置された西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則（平成13年西東京市規則第38号）別表第3に掲げる職については、第4条第3項第1号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項に規定する職に任用されている職員が、第4条第3項第1号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の公募によらない再度任用の回数の上限は、同条第4項の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して任命権者が別に定める。

**別表（第4条関係）**

欠勤等事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
病気休暇	1日	1日
介護欠勤	1日	1日
育児欠勤	1日	1日
私事欠勤	1日	3日
無届欠勤	1日	4日
遅参早退	3回	1日
分限休職	1日	1日